

定 款

公益財団法人 オイスカ

公益財団法人オイスカ定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人オイスカ（以下「この法人」という。）と称し、（英文では Organization for Industrial, Spiritual and Cultural Advancement－International, Japan（通称＝OISCA Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国連経済社会理事会の諮問資格を有するオイスカ・インターナショナルの理念と精神に基づき、開発途上諸国に対する産業開発協力事業の推進及び地球環境保全等に関する事業を行い、これら諸国との友好親善及び広く地球社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 公益目的事業

- (1) 開発途上諸国での持続的な農山漁村の地域開発協力事業
- (2) 開発途上諸国を中心に世界各地での環境保全及び環境教育推進のための「子供の森」計画事業
- (3) 開発途上諸国の持続的な地域開発推進のために受け入れる産業研修員の人材育成技術協力事業、及び育成就労外国人・外国人技能実習生受け入れに伴う職業紹介等の事業
- (4) 国際相互理解の促進、及び地球社会の持続可能な発展のための啓発普及事業
- (5) 開発途上国等における災害発生時の緊急支援、及び復興支援事業
- (6) 前各号の事業に必要な施設の設置運営及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) その他前項各号に定める事業に関連する事業

3 前第1項及び第2項の事業については、アジア太平洋地域を主とした世界各国及び本邦各地において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に、公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めず寄附を受けた財産については、その50%又はそれ以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日まで

に行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 63 条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 公益充実資金、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める公益充実資金等取扱規程によ

るものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員7名以上13名以内を置く。

(選任及び解任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員の候補者は次により選出する。

(1) 個々の評議員の推薦による者

(2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係にある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権 限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構 成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員（理事及び監事。以下同じ）の選任及び解任
- (2) 評議員の選任及び解任
- (3) 役員及び評議員の報酬等の総額及びその支給の基準

- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算（計算書類）の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招 集）

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第 24 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議 長）

第 25 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 27 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人 2 名、並びに出席した代表理事が記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 32 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 2 名を代表理事とし、3 名以内を一般社団・財団法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

3 代表理事のうち、1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

4 業務執行理事のうち、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。

(選任等)

第 33 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前第 2 項で選定された代表理事より理事長及び副理事長を選定する。

4 理事会は、その決議によって第 2 項で選定された業務執行理事より専務理事 1 名、常務理事 2 名以内を選定することができる。

5 監事は、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長と共にこの法人を代表し、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 35 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 36 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 32 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

第 37 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の

2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の報酬の総額及び支給の基準は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第55条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第40条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会 長)

第41条 この法人に、名誉的立場の会長を1名置くことができる。

- 2 会長は、理事会の決議を経て、推戴する。
- 3 会長の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧 問)

第 42 条 この法人に、10 名程度の顧問を置くことができる。

2 顧問の委嘱は、理事会において決議する。

3 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問の任期は、委嘱後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(参 与)

第 43 条 この法人に、20 名以上 30 名以内の参与を置くことができる。

2 参与の委嘱は、理事会において決議する。

3 参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 参与の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(会長及び顧問・参与の職務)

第 44 条 会長及び顧問・参与は、理事会又は代表理事の諮問に応え、理事会又は代表理事に対し、参考意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 45 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第 46 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な使用人の選任及び解任

- (2) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (3) 内部管理体制の整備
- (4) 第40条第1項の責任の免除

(開 催)

第47条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第50条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 51 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 52 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 53 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 34 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 54 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 55 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 59 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の

変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 この法人の解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

第 6 章 支部及び委員会等

(支部及び委員会等)

第 61 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部及び委員会等を設置することができる。

- 2 支部会長及び委員会等の委員等は、理事会において選任及び解任する。

- 3 支部及び委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の

権限に抵触しない範囲で、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれら数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第64条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

第67条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

4 この法人の最初の代表理事は中野利弘、渡邊忠、業務執行理事は永石安明、廣瀬道男、新屋敷道保とする。

5 平成25年8月20日 一部改正

平成30年6月19日 一部改正

令和8年3月25日 一部改正